
○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、休会を解き、令和5年下川町議会定例会を再開し、6月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の7人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第123条の規定により、3番 小原仁興 議員及び4番 中田豪之助 議員を指名いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和5年下川町議会定例会6月定例会議の運営について、去る6月14日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について御報告いたします。

当日は、本会議の開催日程及び審議要領等について審議を行いました。

6月定例会議の提案事項については、町長提案が17件で、内容は、町長の所信表明、行政報告2件、条例改正2件、一般議案2件、補正予算7件、選任同意1件、任命同意1件、報告1件でありました。

また、議会提案は4件で、内容は、委員会報告1件、請願3件であります。

これらの状況を考慮し、6月定例会議の審議を要する期間については、6月19日から22日の4日間とすることとし、本会議については、本日19日、20日及び22日の3日間とすることといたしました。

次に、町長提案議案等の審議要領等についてであります。条例改正の「下川町課設置条例等の一部を改正する条例」、一般議案の「地方創生に関する包括連携協定書の締結について」及び補正予算の「令和5年度下川町一般会計補正予算（第3号）」については、総務産業常任委員会に付託し、本会議休会中に審査をしていただくことといたしました。

その他の町長提出案件14件については、提案日に本会議において審議、報告を行うことにいたしました。

次に、議会提出案件の審議要領等についてであります。連合北海道下川地区連合会、北教組上川支部下川支会の連名による「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた請願」、連合北海道下川地区連合会、自治労下川町職員労働組合の連名による「地方財政の充実・強化を求める請願」及び連合北海道下川地区連合会から「2023年度北海道最低賃金改正等に関する請願」の3件につきましては、委員会付託を省略し、本会議において審議を行うことといたしました。

また、委員会報告は、本会議において報告を行うことといたしました。

次に、一般質問については、6月13日、午前10時の通告期限までに、4名の議員から通告がありました。このことから、6月20日に4名の一般質問を行うことにいたしました。なお、質問方法等は、下川町議会会議条例及び下川町議会会議条例等運用例に基づいて行うこととなります。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、6月定例会議の審議を要する期間について、本日19日から22日までの4日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、6月定例会議の本会議の審議を要する期間は、本日19日から22日までの4日間とします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第4 「町長所信表明」が行われます。

町長。

○町長（田村泰司君） 所信表明を行う前に、一言御挨拶を申し上げます。

本日、統一地方選挙後、初の議会定例会を招集いたしましたところ、時節柄何かと御多用の折にも関わりませぬ、御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

今定例会議は、私が初めて担う町政の政策的な予算を計上させていただくものであります。

今定例会議に提案いたします案件は、条例案件2件、単行案件2件、予算案件7件、同意案件2件、報告案件1件のほか、行政報告2件であります。それぞれの提案内容については、提案時に申し上げますので、よろしく御審議の上、御協賛賜りたく、お願い申し上げます。

それでは、初の町政を担うに当たっての所信表明をさせていただきます。

今定例会議の開会に当たり、私の町政執行に対する所信の一端を申し上げ、町民各位の御理解と御支援をお願い申し上げます。

議員の皆さまには、先般行われました選挙の結果、御当選の栄に浴されたことに対し、改めて祝意を申し上げます次第でございます。

私も町民の皆さまの温かい御支援と御理解を賜り、当選の栄に浴したことは、大きな喜びであり、感謝申し上げますとともに、その責任の重さを痛感しているところでございます。

先人の築いた財産と歩みを礎として、町民の皆さま、議員各位、職員とともに、ふるさ

と下川町の更なる発展を実現するため、積極的な施策展開を図り、持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。

さて、内閣府が5月25日に発表した月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復している。」とされておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響や、燃油・資材・飼料・物価高騰が、町民生活、事業活動に影響を与えるなど、いまだ厳しさが続いているとともに、人口減少、少子高齢化、人材・担い手不足、財政問題、公共インフラ老朽化など、多くの課題が山積しており、「地域経済の活性化」と「町民福祉の向上」のために、オール下川町役場で政策を総動員し、町民の「いのち」と「暮らし」を守り「育む」ことが、最重点課題であると認識しているところです。

施策につきましては、第6期下川町総合計画を基本に、「2030年における下川町のありたい姿」に掲げる「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」を目指し、「下川町のありたい姿」の7つの目標を実現するため、私のまちづくりに向けての決意は、「政策を総動員」、「下川を守り抜く」、「町民とともに歩む」、「和」をもって、難局を乗り越えていく、「町民の「いのち」と「暮らし」を守り抜く」、「変革と進化（深化）」などの決意をもって、「基幹産業と町民の和で下川を再興！」、「住み続けようと思ふまち・住み続けられるまち」、「いのち・人・森・大地が光り輝くまち・しもかわ」を創ることであり、各種施策を毎年検証しながら、積極的に地域づくりを進めてまいります。

このような考え方をもち、緊急課題への対応、人口減少対策、少子高齢化、地域の人材・担い手不足、財政問題、公共インフラの老朽化への対応なども取り組んでまいります。重点政策として10項目を掲げ、課題解決に努めてまいります。

一つ目として、政策公約と総合計画、行政改革大綱、各種計画の整合性を図り進めてまいります。

二つ目として、将来の姿を見据え、町民意見を踏まえた公共施設の整理統合・再編を進めてまいります。

三つ目として、役場の組織改革（前例踏襲からの脱却、課題意識、危機意識、改革意識の共有）を進めてまいります。

四つ目として、町民の心が一つになる政策の実現に努めてまいります。

五つ目として、住宅政策、子育て支援、高齢者施策、教育環境の充実など、定住施策を進めてまいります。

六つ目として、基幹産業の振興のため、担い手・人材確保、事業承継、先端技術の活用などを積極的に進めてまいります。

七つ目として、循環型森林経営の再構築に着手してまいります。

八つ目として、関係人口の増加を図り、観光や移住・定住を促進するとともに、連携地域等との人材・経済交流を拡大してまいります。

九つ目として、ふるさと納税の周知等に町民等の御支援・御協力をいただき、納税額の更なる増加に努めてまいります。

十番目として、地域の課題解決と活性化を図るため、SDGs、ゼロカーボン（脱炭素）の考え方を基に進めてまいります。

各種施策を効率的・効果的に展開するためには、計画的な財政運営が重要であります。

第6期下川町総合計画に基づき、計画的な施策推進と行政評価等により、常に施策・事業を検証し、事業効果を上げるよう最善の努力をしております。

また、効率的で効果的な行財政運営を展開することが重要であることから、「第8次下川町行政改革大綱」を総括し、明確な目標と具体的な対応を掲げた「次期下川町行政改革大綱」を策定し、公共施設の再編、使用料の見直しなど、健全財政の堅持と住民サービスの向上、事務改善に努めてまいります。

次に、今定例会議の提出案件における補正予算では、さきの3月定例会議の令和5年度予算編成方針のとおり、町長・町議会議員の改選期に当たり、当初予算については基本的には政策予算を含めない骨格予算編成となっているところであります。

したがって、今回の補正では、政策的予算、早急に対処すべきもの、町民の要望に基づき実施するもの、明年度以降の事業に支障の来すことのないよう措置するものなどを計上いたすところでございます。

主な補正内容につきましては、総合計画の分野方針ごとに御説明申し上げます。

はじめに、分野方針「福祉・医療」では、共生型住まいの場では、夏場の食中毒予防のため、厨房に冷房を設置し、入居者の安全な生活環境の維持に努めてまいります。

認定こども園では、経年劣化した屋上の防水等改修を行い、児童の安全安心な環境を整備するとともに、保育・幼児教育を提供する場の充実を目指してまいります。

次に、分野方針「教育」では、学校教員住宅整備事業や学校給食共同調理場施設改修事業及び体育施設改修事業、生涯活躍！未来人材育成プログラム構築実証事業を進めてまいります。

次に、分野方針「生活環境」において、道路では、あけぼの団地線外2路線の整備を進めてまいります。

公営住宅では、日昇団地の長寿命型改善整備を進めてまいります。

次に、分野方針「産業」において、農業では、農業振興地域整備計画の見直しや農林業等に携わる人材確保のための基幹産業人的資本事業、新中核的農業担い手対策事業や新規就農者等への農業用機械等取得に係る補助などの担い手への支援、農産物加工研究所の民間移行に向けた環境整備など、更なる地域農業の発展に努めてまいります。

林業・林産業では、高性能林業機械等リース支援事業やFSC／COC認証維持支援事業に対する支援を行うとともに、スマート林業の実践・定着に向けた実証のため、スマート林業EZOモデル構築協議会を通じて、森林総合産業の推進を図ってまいります。

また、地域における苗木生産体制の構築に向けた調査研究や苗木生産体制構築推進事業、湿雪害による被害木の処理などの町有林の整備事業を進めてまいります。

商工業では、町民の健康増進施設としての役割を担う五味温泉の施設管理の充実を進めてまいります。

次に、分野方針「地域自治・地域内連携」では、「2030年における下川町のありたい姿」の実現に向けた事業の実施や支援、「下川町のありたい姿」や「持続可能な開発目標（SDGs）」の普及啓発、地域産業の振興、山積する地域課題の解決などを図るため、町内外の多様な人材の活用を創出するとともに、連携を促すための基盤を構築し、地域住民が主体となった地域課題の解決に向けた活動や町内外の「人、企業、団体」と連携を促進する、官と民、地域内外をつなぐ中間支援組織の設立に向けて進めてまいります。

また、町の情報発信力を高めるため、ホームページの更新を進めてまいります。

次に、「行財政」では、第6期下川町総合計画に基づき、計画的な財政運営を行うとともに、将来に向けた公共施設のあり方を含め、積極的な行財政改革に取り組み、健全財政を堅持してまいります。

そのほか、役場組織の機構を改革し、指示命令系統の明確化を図り、新たな体制の下で、山積する地域課題の解決に向け、職員と一丸となって、一歩ずつ着実に取り組みを進めてまいりたいと存じます。

以上、町政を担当するに当たり、所信の一端を申し述べさせていただきましたが、私は、下川町民の皆さんとともに、山積する課題を先送りすることなく、課題解決を進め、持続可能な地域を創り、町民が心をつなげて、この難局を乗り越え、元気な下川町をもう一度、取り戻してまいりたい。将来の姿から今を見て、できることから打ち手を打っていく。できるか、できないかではなく、やるか、やらないか。町民、職員の新たなチャレンジを大切に、町民の「和」をもって、「環（わ）」のまちづくりを進め、下川町の未来を創ってまいる決意でありますので、町民の皆さま、そしてその意思を代表する議員各位におかれましては、町政の推進に対してなお一層の御理解と御協力、御支援のほどを重ねてお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で町長所信表明を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第5 「行政報告」を行います。

町長。

○町長（田村泰司君） 令和4年度における各種会計の決算見込を取りまとめましたので、御報告申し上げます。

お手元の参考資料No.1にその概要を示しておりますが、一般会計につきましては、歳入額60億9,360万円、歳出額58億5,734万9,000円で、差し引き2億3,625万1,000円となりますが、繰越明許費繰越額45万円を控除し、決算積立金として1億2,290万円を財政調整積立基金に積み立て、残る1億1,290万1,000円を令和5年度に繰り越すものでございます。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入額1億8,558万4,000円、歳出額1億8,083万8,000円で、差し引き474万6,000円となりますが、継続費通次繰越額8,000円及び繰越明許費繰越額7万円を控除し、残る466万8,000円を令和5年度に繰り越すものでございます。

簡易水道事業特別会計につきましては、歳入額5億1,739万3,000円、歳出額5億1,370万8,000円で、差し引き368万5,000円となりますが、継続費通次繰越額1万円を控除し、決算積立金として簡易水道施設基金に184万円を積み立て、残る183万5,000円を令和5年度に繰り越すものでございます。

介護保険特別会計につきましては、介護保険事業勘定では、歳入額5億471万2,000円、歳出額4億4,957万5,000円で、差し引き5,513万7,000円となり、このうち決算積立金として介護保険給付費準備基金に2,757万円を積み立て、残る2,756万7,000円を令和5

年度に繰り越すものでございます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入額 3 億 8,528 万 2,000 円、歳出額 3 億 8,042 万 2,000 円で、差し引き 486 万円を令和 5 年度に繰り越すものでございます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入額 4 億 5,310 万 5,000 円、歳出額 4 億 5,067 万 7,000 円で、差し引き 242 万 8,000 円となり、このうち決算積立金として国民健康保険基金に 122 万円を積み立て、残る 120 万 8,000 円を令和 5 年度に繰り越すものでございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入額 6,385 万 5,000 円、歳出額 6,345 万 6,000 円で、差し引き 39 万 9,000 円を令和 5 年度に繰り越すものでございます。

次に、企業会計の概要を申し上げますと、病院事業会計の収益的収支につきましては、収入額 5 億 3,258 万 2,000 円、支出額 5 億 5,095 万 4,000 円で、差し引き 1,837 万 2,000 円の当年度損失となり、当年度未処理欠損金は 4 億 1,962 万 3,000 円となります。

資本的収支につきましては、収入額 4,352 万 5,000 円、支出額 4,655 万 9,000 円で、差し引き 303 万 4,000 円は過年度分損益勘定留保資金より補填するものでございます。

以上申し上げました、令和 4 年度各種会計決算につきましては、必要な附属資料とともに監査委員の審査を受け、その意見を付して次期定例会議に認定議案として提出を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、令和 4 年度「北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会」の事業実績につきまして、御報告申し上げます。

御案内のとおり、北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会につきましては、下川町、足寄町、滝上町、美幌町の 4 町で構成し、森林バイオマスの二酸化炭素吸収機能や排出削減機能をいかし、地域の活性化を図るため、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間、環境省のオフセット・クレジット制度に基づくカーボン・オフセットの取り組みを通じ、森林バイオマスの二酸化炭素吸収及び排出削減クレジットを創出し、森林(もり)づくりパートナーズ協定による実証など、任意の協議会として取り組みを行ってまいりました。

こうした中、信頼性と信憑性を担保し、更なる事業推進を図るため、平成 23 年 10 月に地方自治法第 252 条の 2 の規定に基づき、法定協議会へ移行し、事務事業を取り進めているところです。

令和 4 年度の企業等協賛金収入につきましては 1,097 万円で、前年度比 622 万円の増額となり、協議会の諸経費などを差し引き、4 町に配分され、下川町は 220 万円の配分を受けております。

平成 21 年度から令和 4 年度までの企業等協賛金は、総額 1 億 8,961 万円となり、協議会の諸経費などを差し引き、総額 1 億 4,167 万円が 4 町に配分され、下川町は 4,256 万円の配分となっております。

近年、国内の環境先進企業等において、SDGs への目標達成や 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、カーボン・オフセットの市場ニーズが高まっており、今後におきましても、4 町の連携を更に強化し、各町が関係する企業等への販売展開など、協議会活動を通して地域の活性化を図ってまいります。

議員各位、町民の皆さまの御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 6 議案第 4 号「下川町課設置条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 4 号 下川町課設置条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第 158 条の規定により、町長の権限に属する事務を分掌させるための課設置条例の一部を改正するものであります。

また、現在の組織課題を解決し、目指す組織・執行体制を確立するため、これまでのグループ制の機能を持たせた新たな係制を導入するため、関係する条例を条建てで改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、課設置条例において「政策推進課」を廃止し、企画部門を「総務課」に、商工観光部門を「農林課」に統合し、それぞれ「総務企画課」、「産業振興課」を設置するものであります。

また、それに伴い、行政不服審査会条例、特別職報酬等審議会条例において、「総務課」を「総務企画課」に課名を変更する改正を行うものであります。

次に、給与条例では、別表第 3 の等級別基準職務表の職務名を改正するもので、「上席主幹」を廃止し、係制導入に伴い「課長補佐」、「係長」を追加するものであります。

施行期日につきましては、令和 5 年 7 月 1 日とするものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 4 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 7 議案第 5 号「下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第5号 下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、国において防疫等作業手当の特例として措置されていた「新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当」が、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「第5類感染症」になったことから、特例措置が廃止されました。

このことから、本町においても、職員の特殊勤務手当として措置していた「新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当」を廃止するとともに、併せて、医療業務従事する医師、看護師及び准看護師に支給していた「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種手当」も廃止するため、文言整理を含め所要の改正を行うものです。

主な改正内容につきましては、第4条に規定していた「危険及び不快業務手当の種類」を削り、それに伴い、別表の改正及び制定附則に規定していた「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種手当」を削るものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 小林総務課長。

○総務課長（小林大生君） 議案第5号 下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の位置づけが「第5類感染症」となったことによりまして、国の防疫等作業手当の特例措置が廃止されたことから、本町におきましても関連する各種手当の規定を廃止するものでございます。

議案第5号説明資料「下川町職員特殊勤務手当支給条例新旧対照表」を御覧ください。

左側が現行、右側が改正案となっております。まず、現行の第4条「危険及び不快業務手当の種類」についてですが、(1)防疫等作業手当、(2)新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当がそれぞれ規定されておりますが、これらを併せて今回、第4条を削除するものでございます。

次に、現行の第5条から第7条は、第4条が削除されたことによりまして、それぞれ第4条から第6条に繰り上がるものでございます。

次に、現行の附則の第4項から第6項に規定しておりました、医療業務に従事する職員の職員手当を支給する規定、その額、勤務時間数に関する規定についても削除を行うものでございます。

次のページに移りまして、別表第1についてですが、第4条の削除によりまして、これまでの第5条が繰り上がるものでございます。

次に、別表第2につきましては、文言の整理を行うものでございます。

次に、別表第4につきましては、新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当を削除するほか、防疫等作業手当の摘要欄に新たに文言を追加するものとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありました、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第5号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第8 議案第6号「議会の議決に付すべき工事請負契約について」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（田村泰司君） 議案第6号 議会の議決に付すべき工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、6月12日執行の第3次建設工事入札において、予定価格が5,000万円以上となった契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

「元町団地公営住宅（D棟）建設工事」につきましては、老朽化した公営住宅の建替え工事として実施するものであります。

工事の概要につきましては、令和4年度に除却しました、昭和53年度建設の元町団地1棟4戸の跡地に、延床面積392.84㎡、木造平屋建の3LDK1戸、1LDK4戸の1棟5戸を建設するものであります。

入札の経過につきましては、下川町建設工事入札等参加者指名選考委員会規定に基づき、5月25日に開催いたしました指名選考委員会におきまして、これまでの実績と今回発注工事の内容等を勘案し、6者による指名競争入札を行った次第であります。

なお、落札率につきましては、98.8%となっております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第9 議案第7号「地方創生に関する包括連携協定書の締結について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第7号 地方創生に関する包括連携協定書の締結について、提案理由を申し上げます。

本案は、「地方創生に関する包括連携協定書」を締結するため、下川町議会基本条例第

25 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本町では、豊富な森林資源等を活用しながら、経済・環境・社会の三側面の価値創造による「持続可能な地域社会の実現」をまちづくりのコンセプトに、各種取り組みを進めているところであります。

この実現に向けては、町内外の多様な主体との連携により取り組むこととしているところであり、このたび戸田建設株式会社との協定締結について協議を進めてきたところであります。

戸田建設株式会社は、我が国における大手総合建設会社の 1 社であり、建築・土木を主体事業として、歴史的建造物をはじめ官公庁関連や大学関連など数多くの施設を手掛けております。

近年では、建設工事におけるゼロ・エミッション化を達成するなど、各界をリードする環境保全の取り組みを行う企業として環境大臣から認定を受けており、建設業界における環境先進企業として、地球環境の保全・再生に積極的に取り組まれております。

また、建設事業のみならず、農業を軸とした地方創生事業に取り組んでおり、下川町におきましても、一の橋地区において、再生可能エネルギー等を活用した環境再生型の夏秋イチゴ栽培実証の実践が行われているところでございます。

こうした中、企業と地域連携による「地方創生モデル」を形成し、「持続可能な地域社会の実現」を目的として、互いに連携・協力することに合意し、このたび包括的な連携協力に関する協定を締結することになりました。

具体的連携事業としましては、戸田建設株式会社が持つ I o T を活用した生産技術などの農業経営ノウハウ提供支援により、農商工等の連携による夏秋イチゴの産地形成と地域ブランドの構築を目指す取り組みを展開してまいります。

また、災害時等における自立分散電源の確保のため、移設可能な可搬式太陽光発電システムの稼働実証を行うなど、多岐にわたり連携を進めてまいり所存でございます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 7 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 10 議案第 8 号「令和 5 年度下川町一般会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第8号 令和5年度下川町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年度一般会計の第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ2億5,076万円を追加し、総額を56億2,416万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、新たな施策によるもの、緊急を要するもの、決算見込みに伴うもの等を計上しております。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、町史情報整理事務及びSDGs未来都市推進費一般事務費に係る経費を計上しております。

民生費では、共生型住まいの場改修事業及び認定こども園改修事業に係る経費を計上しております。

農林業費の農業費では、農業委員会運営事業に係る経費、基幹産業人的資本事業に係る経費、農業チャレンジ事業に係る補助金、新規就農者等支援事業に係る補助金、農産物加工研究所運営事業に係る経費を、林業費では、林業・林産業振興事業に係る補助金、森林総合産業推進費一般事務に係る経費、苗木生産体制構築推進事業に係る経費、町有林整備事業に係る経費を計上しております。

商工労働費では、五味温泉施設管理事業に係る経費を計上しております。

土木費では、あけぼの団地線外2路線道路改良舗装事業及び公営住宅整備事業に係る経費を計上しております。

教育費では、学校教員住宅整備事業及び学校給食共同調理場施設改修事業に係る経費、生涯活躍！未来人材育成プログラム構築実証事業に係る経費、体育施設改修事業に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源としまして、国・道支出金、財産収入、繰入金、決算見込みに伴う繰越金、町債をそれぞれ計上しております。

次に、第2条の債務負担行為の変更につきましては、五味温泉の指定管理料の限度額を変更するものでございます。

次に、第3条の地方債の変更及び追加につきましては、公営住宅整備事業債を増額し、あけぼの団地線外2路線道路改良舗装事業債、消防救急デジタル無線整備事業債、教員住宅整備事業債を追加するものであります。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 小林総務課長。

○総務課長（小林大生君） それでは私の方から、下川町一般会計補正予算（第3号）について、御説明をさせていただきます。議案第8号説明資料を御覧ください。

今回の補正の要因につきましては、新たな施策によるもの、緊急を要するもの及び決算に伴うものなどによる補正となっております。

はじめに、歳出から御説明いたします。

総務費の基金管理事務で749万円の計上です。これにつきましては、森林組合出資金の減資収入に伴う増額でありまして、ふるさとづくり基金積立金で749万円の計上でございます。

次に、町史情報整理事務で180万円の計上でございます。これにつきましては、下川町史第6巻の作成に伴うものでありまして、筆耕翻訳料で180万円の計上でございます。

次に、SDGs未来都市推進費一般事務費で1,120万円の計上です。これにつきましては、中間支援組織設立に伴う経費で、内訳につきましては、負担金で820万円、出資金で300万円となっております。

次に、民生費の共生型住まいの場改修事業で206万円の計上です。これにつきましては、共生型住まいの場「ぬくもり」の厨房冷房機設置等の改修を行うものでございます。

2ページに移りまして、同じく民生費の認定こども園改修事業で2,846万円の計上です。これにつきましては、施設の経年劣化による屋上部分の改修を行うものでございます。

次に、農林業費の農業委員会運営事業で508万円の計上です。これにつきましては、農業振興地域整備計画の見直しに係る経費でありまして、農業振興地域整備計画図書作成委託料を計上するものでございます。

次に、農林業費の基幹産業人的資本事業で184万円の計上です。これにつきましては、農林業の基幹産業等に携わる人材を確保するための経費で、内訳につきましては、報償費7万円、旅費64万円、需用費で30万円、役務費60万円、出展料等負担金で23万円となっております。なお、財源につきましては、地方創生推進交付金で補助率は2分の1となっております。

次に、農林業費の新中核的農業担い手対策事業で200万円の計上でございます。これにつきましては、見込みが1件となったことに伴う増額でありまして、農業チャレンジ事業補助金で200万円を計上するものでございます。

次に、新規就農者等支援事業で1,800万円の計上です。これにつきましては、農業用機械等取得に係る経費といたしまして、農業制度資金等補助金で1,800万円を計上するものでございます。

3ページに移りまして、同じく農林業費の農産物加工研究所運営事業で515万円の計上です。これにつきましては、民営化に向けた経費の増額を行うものでありまして、内訳につきましては、報酬で60万円の減額、共済費で10万円の減額、補助金で40万円の減額のほか、旅費で11万円、役務費で251万円、委託料で363万円の計上となっております。

報酬等の減額部分につきましては、当初、地域おこし協力隊の活用を考えておりましたが、応募がなかったことから、今回整理をしたものでございます。

次に、林業・林産業振興事業で945万円の計上でございます。これにつきましては、高性能林業機械等リース支援事業で3件、FSC/COC認証維持支援事業で3件について、それぞれ補助を行うものでございます。

次に、森林総合産業推進費一般事務費で700万円の計上です。これにつきましては、スマート林業の実践・定着に向けた協議会を設立し、これを推進するものでございます。スマート林業EZOモデル協議会負担金で700万円の計上です。

次に、苗木生産体制構築推進事業で152万円の計上です。これにつきましては、地域における苗木生産体制の構築に向けた先進地視察や水質調査等の経費でありまして、内訳

につきましては、報償費 8 万円、旅費 54 万円、役務費 80 万円、使用料 10 万円となっております。

次に、町有林整備事業で 1,430 万円の計上です。これにつきましては、湿雪害による被害木の処理、労務単価の上昇に伴い増額を行うもので、内訳につきましては、役務費 430 万円、委託料で 1,000 万円となっております。

4 ページに移りまして、商工労働費の五味温泉施設管理事業で 100 万円の計上でございます。これにつきましては、機械設備管理費等の増加に伴う指定管理料の増額を行うものでございます。

次に、土木費の道路橋梁河川維持補修事業で 200 万円の計上でございます。これにつきましては、元町横山通り線道路改良舗装工事に伴う地域情報通信基盤移設工事で 200 万円を計上するものでございます。

次に、あけぼの団地線外 2 路線道路改良舗装事業で 7,265 万円の計上でございます。これにつきましては、元町横山通り線道路改良舗装工事、延長 158.03m を行うもののほか、あけぼの団地線外 2 路線の道路用地測量を行うものでございます。

次に、公営住宅整備事業で 3,600 万円の計上でございます。これにつきましては、日昇団地（単身者住宅 2 棟）の屋根改修を行うものでありまして、日昇団地長寿命化型改善工事で 3,600 万円の計上です。なお、財源につきましては、地域住宅交付金で補助率は 2 分の 1 となっております。

次、5 ページに移りまして、教育費の学校教員住宅整備事業で 834 万円の計上でございます。これにつきましては、教員用住宅建設設計委託料で 834 万円を計上しております。

次に、学校給食共同調理場施設改修事業で 487 万円の計上でございます。これにつきましては、施設の経年劣化による内部塗装の改修を行うものでございます。

次に、生涯活躍！未来人材育成プログラム構築実証事業で 220 万円の計上でございます。これにつきましては、地域おこし協力隊員採用に伴う増額で、内訳につきましては、報酬で 110 万円、共済費で 19 万円、役務費 24 万円、補助金 67 万円となっております。

次に、体育施設改修事業で 1,426 万円の計上です。これにつきましては、施設の経年劣化によるプール缶体の塗装を行うものです。B & G 海洋センタープールの缶体塗装工事を行うものでございます。

6 ページに移りまして、次に、歳入について御説明いたします。

まず、国庫支出金ですが、地域住宅交付金で 771 万円の計上でございます。これにつきましては、日昇団地長寿命化型改善工事に伴う交付金の増額でありまして、補助率は 2 分の 1 以内となっております。

次に、財産収入の下川町森林組合出資金減資収入で 749 万円の計上でございます。これにつきましては、出資金の減資に伴い増額を行うものとなっております。

次に、繰入金ですが、財政調整積立基金繰入金で 1,244 万円、ふるさとづくり基金繰入金で 1,797 万円、森林づくり基金繰入金で 1,200 万円の計上でございます。これらにつきましては、今回補正に係る財源調整によるものとなっております。

次に、繰越金ですが、前年度繰越金で 8,290 万円の計上でございます。これにつきましては、決算見込みに伴う前年度繰越金で、内訳につきましては、収入額 60 億 9,360 万円

に対しまして、支出額 58 億 5,734 万 9,000 円で、差し引き 2 億 3,625 万 1,000 円となっております。このうち繰越明許費繰越額は 45 万円、決算積立額 1 億 2,290 万円、翌年度繰越額が 1 億 1,290 万 1,000 円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 8 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 11 議案第 9 号「令和 5 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 9 号 令和 5 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度下川町下水道事業特別会計の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出の総額に変更はありませんが、歳入予算の中で補正を行うものでございます。

補正の概要を申し上げますと、歳入につきまして、補助事業の内示に伴い国庫支出金を減額するほか、事業の財源調整のため町債を増額し、令和 4 年度決算見込みに伴う繰越金を増額計上するとともに、全体の財源調整として繰入金を減額計上しております。

第 2 条の地方債の補正につきましては、下川浄化センター整備事業に係る国庫補助金の内示に伴い、事業における財源調整のための変更となっております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願ひ申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） それでは私から、議案第 9 号 令和 5 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の概要について、議案第 9 号説明資料に基づきまして御説明申し上げます。

このたびの補正の要因につきましては、国庫補助事業の内示及び決算見込みに伴う補正でありまして、歳入歳出の総額に変更はありませんが、歳入予算の中で補正を行うものであります。

歳入につきましては、浄化センター整備事業に対する国庫補助金の内示額が当初予算より下回ったことから、国庫補助金 3,061 万円を減額しております。これに伴い、公共下水道事業債として 3,060 万円を増額計上しております。

令和 4 年度の決算見込みに伴います前年度繰越金として 366 万円を増額計上しております。

また、令和 3 年、4 年度の浄化センター整備事業を繰り越したことから、令和 5 年度の下水道関連資産の減価償却費相当額が当初の試算より 200 万円減額することに伴い、資本費平準化債の発行可能限度額が 200 万円増額することから、資本費平準化債 200 万円を増額計上しております。

これらの財源調整として、一般会計繰入金は減額補正となりますが、浄化センター整備事業として 1 万円を充当することから、一般会計繰入金は 565 万円の減額とするものです。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 9 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 12 議案第 10 号「令和 5 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 10 号 令和 5 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度下川町簡易水道事業特別会計の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 783 万円を追加し、総額を 15 億 2,089 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、総務費で、時間外手当が不足するため人件費を増額するほか、全体の財源調整として積立金を減額計上しております。

建設費では、道路改良工事に合わせた配水管の敷設替えに伴い、工事請負費を増額計上しております。

歳入におきましては、補助事業の内示に伴い国庫支出金を減額するほか、事業の財源調整のため繰入金を減額し、町債を増額計上しております。

また、令和 4 年度の決算見込みに伴う繰越金を増額計上しております。

第 2 条の地方債の補正につきましては、下川浄水場整備事業に係る国庫補助金の内示に伴い、事業における財源調整のための変更となっております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） それでは私から、議案第 10 号 令和 5 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の概要につきまして、議案第 10 号説明資料に基づきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正の要因につきましては、時間外手当の不足による人件費の補正、国庫補助事業の内示及び配水管敷設替工事等に伴う補正となっております。

はじめに、歳出から御説明いたします。

人件費では、新浄水場の建設及び公営企業会計移行に伴います事務量の増加に伴い、時間外手当が不足していることから、見込まれる時間外として職員 3 名分の職員手当 110 万円を増額計上しております。

簡易水道施設整備事業では 700 万円を増額計上しています。これは、年次計画で実施を予定しているあけぼの団地線外 2 路線道路改良舗装工事のうち、本年度実施を予定している元町横山通り線の道路改良舗装工事に合わせ、配水管 120m の敷設替工事を実施するものです。

また、財源調整として、簡易水道施設基金積立金 27 万円を減額しております。

次に、歳入につきましては、下川浄水場整備事業に対する国庫補助金の内示額が当初予算より下回ったことから、国庫補助金を 2,101 万円減額しております。

これに伴い、簡易水道事業債として、国庫補助金の減額分、配給水施設整備事業を合わせた2,810万円を増額計上しております。

財源調整として、簡易水道施設基金繰入金9万円を減額しております。

また、令和4年度の決算見込みに伴います前年度繰越金として、83万円を増額計上しております。

以上、簡単ではありますが、補正の概要とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 中田豪之助 議員。

○4番（中田豪之助君） 時間外手当の不足による増額ということで、公営企業会計への移行に伴う時間外手当不足という説明でしたけれども、私が令和3年にもらった計画書では、令和4年度は条例、規則、規程の改正などを行う、令和5年度には予算の策定及び会計システムの設定を行うという大きな作業項目ですけれども、この計画が遅れているということなんでしょうか。

それから、もう一点、時間外手当が発生するということは、それを監督する管理職も同じように負担がかかるというか…そういうことでしょうか。

そういうような職場改善というか、労働環境のことも配慮する必要があるかと思うんですが、その二点をお尋ねします。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） まず、当初計画への遅れですが、令和6年4月1日から計画を進めるように、今現在、計画を進めておまして、これに伴う事務量が非常に多いということでの補正でありまして、全体的なものというよりは、計画全体を押し進めるための時間外手当の増加ということになります。

それと、管理職の部分につきましては、管理職も時間…長くやっていますけども、こちらの方もですね、体、あるいは心身に影響がないように点検をしながら進めていくところでございます。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 4番 中田豪之助 議員。

○4番（中田豪之助君） 今の説明ですと、計画に遅れはないけれども、計画どおり進めるには思ったより大変だったということで、それで仕事量が増えて、頑張っているけど残業も出るよと、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。
市田副町長。

○副町長（市田尚之君） 作業的に全く遅れていないというわけではありません。やっぱりやり始めますと、それなりにいろんな課題が出てきますので、そういった課題解決をするためにも少し時間外が必要だということの解釈でございます。

○議長（我孫子洋昌君） よろしいですか…はい。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 10 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 13 議案第 11 号「令和 5 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 11 号 令和 5 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。
本案は、令和 5 年度介護保険特別会計の第 1 回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ 2,755 万円を追加し、歳入歳出総額を 5 億 1,686 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、諸支出金で過年度分償還金、財源調整で基金積立金を増額計上しております。

歳入につきましては、令和4年度決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、令和4年度決算見込みにより、前年度繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第14 議案第12号「令和5年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第12号 令和5年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予

算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年度国民健康保険事業特別会計予算の第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ119万円を追加し、総額を4億9,091万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、財源調整のため基金積立金を増額計上しております。

歳入におきましては、令和4年度の決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第15 議案第13号「令和5年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 13 号 令和 5 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度後期高齢者医療特別会計予算の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額には変更ありませんが、歳入予算の中で補正を行うものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳入におきまして繰入金を減額計上するとともに、令和 4 年度の決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 16 議案第 14 号「令和 5 年度下川町病院事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 14 号 令和 5 年度下川町病院事業会計補正予算（第 1 号）

について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年度下川町病院事業会計の第1回目の補正予算でありまして、収益的支出におきまして、病院事業費用を63万円増額し、支出総額を6億733万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、検査室ルームエアコン修繕により、医業費用の経費を補正するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第17 同意第5号「下川町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 同意第5号 下川町固定資産評価審査委員会委員の選任につい

て、提案理由を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の松岡^{まつおか たかゆき}孝幸氏が、本年6月30日をもって任期満了となることから、同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

松岡氏は、平成11年7月1日から固定資産評価審査委員会委員として、その職責を全うされており、公平・公正な人格に加え、地域の実情にも精通されていることから、委員として適任であり、再任するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています同意第5号については、討論を省略することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、同意第5号は討論を省略いたします。

これから、同意第5号を採決します。

本案は、原案のとおり同意とすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、同意第5号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第18 同意第6号「下川町農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 同意第6号 下川町農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、現在の農業委員会委員 11 名が本年 7 月 19 日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員 8 名を任命する必要があることから、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

委員選任の経過を申し上げますと、令和 5 年 4 月 1 日から 4 月 28 日の期間において、委員の推薦及び募集を行ったところ、定員 8 名に対し、8 名の推薦及び応募がありました。

この応募者を農業委員候補者として、令和 5 年 5 月 10 日に第 1 回下川町農業委員候補者選考委員会を開催し、農業委員候補者の評価を行い、その経過や意見の報告を受けた結果、本案の 8 名の候補者を選任したところです。

8 名の候補者は、地域からの信望も厚く、人柄も温厚篤実にして、人格見識ともに優れ、地域農業にも精通していることから、農業委員会委員として適任であると考えております。

なお、任期は令和 5 年 7 月 20 日から令和 8 年 7 月 19 日までの 3 年間であります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第 6 号については、討論を省略することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、同意第 6 号は討論を省略いたします。

これから、同意第 6 号を採決します。

本案は、原案のとおり同意とすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、同意第 6 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 19 報告第 4 号「令和 4 年度一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社事業報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 令和4年度一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社事業報告について、御報告申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社の事業実績について、その内容を御報告するものであります。

はじめに、五味温泉管理運営事業の経営状況について、その概要を申し上げます。

五味温泉につきましては、平成18年度から指定管理者制度により運営されております。

また、産業振興支援事業（産業クラスター事業）が令和2年度をもって終了したことに伴い、炭素本位制調査委託事務など、一部継続している事業の会計は令和3年度から五味温泉施設等管理運営事業に編入されております。

まず、1点目に、利用実績を報告させていただきます。

令和4年度は、前年度に比べ、宿泊利用者が542人増の5,505人、日帰り利用者は8,004人増の7万5,218人で、総体では8,546人増の8万723人となり、11.8%の増となりました。

2点目に、事業収入は、平成6年度から1億円の大台を超えており、令和4年度は、前年度に比べ、273万円の増の1億3,498万円となっております。

3点目に、公益法人会計基準に基づく当期正味財産額は、前期繰越正味財産額を含め、1,568万円の減の736万円となっております。

収支につきましては、ビジネス需要の回復による宿泊者数の増により、収入額は増加となりましたが、諸物価高騰に伴い、原材料費や光熱水費等の必要経費が大幅に増加したことから、正味財産の減少となっております。

なお、産業振興支援事業（産業クラスター事業）につきましては、さきに述べましたとおり、令和2年度をもって産業クラスター事業会計が閉鎖されましたので、残務整理等の業務を行っております。

収支につきましては、総額で270万円増の445万円、また、支出につきましては、総額で623万円の増の1,271万円となり、残務整理期間終了後の経費の他会計振替分である825万円を差し引き、446万円となっております。

その結果、公益法人会計基準に基づく当期正味財産額は、前期繰越正味財産を含め、4,000円の増の4,779万円となっております。

次に、結いの森運営事業の経営状況を申し上げます。

令和4年度は、前年度に比べ、宿泊利用者が751人増の4,115人、稼働率で8.7%増の49%となっております。

事業収入は、215万円増の3,714万円で、当期正味財産額は、98万円の増の1,075万円となっております。

五味温泉施設等管理運営事業、産業振興支援事業、結いの森運営事業の詳細につきましては、別添参考資料の計算書類等を御高覧願います。

最後に、令和5年度の五味温泉及び結いの森の経営の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染状況もようやく落ち着きを見せ、各種イベントや行事など地域活動が活

発になるなど、かつての日常が戻りつつあり、景況としましては回復傾向にあることから、多くの利用が期待されるようですが、地域経済は依然として厳しい状況にありますので、今後も関係者の一層の経営努力をお願いしてまいりたいと存じます。

議員各位、町民の皆さまの御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第20 請願第1号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた請願」を議題といたします。

請願第1号について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 2番 奥崎裕子 議員。

○2番（奥崎裕子君） ただいま会議案となっております請願第1号について、紹介議員として私から請願趣旨の説明をさせていただきます。

御案内のとおり、義務教育費国庫負担制度は、教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。2006年に負担率が2分の1から3分の1に変更されましたが、教育の機会均等を確保するためにも、2分の1へと復元することが重要です。

子供たちへのきめ細やかな教育を実現するためには、少人数学級の実現と教職員の多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりました。しかし、中学・高校については依然として「検討」にとどまっております。

さらに、小学校高学年の教科担任制及び小学校における35人学級実現のための教職員が、自然減や配置の見直しなどにより減少となっています。早急に30人以下学級を実現し、実質的な教職員増としていくことが必要です。

2022年12月、文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護は、全国で7人に1人、北海道においては全国で8番目に高い5人に1人となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では私費負担が減少せず、公費についても自治体によってその措置に格差が生じております。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子供たちや経済的な理由で進学・就学を断念する子供も増加しており、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

以上のことから、趣旨を御理解の上、請願を採択いただき、下川町議会として意見書を提出されますよう、議員各位の賛同をよろしくようお願い申し上げます、趣旨説明とする次第であります。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま請願趣旨の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

請願第 1 号については、会議条例第 95 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第 1 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、請願第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、請願第 1 号は、原案のとおり採択することに決定しました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 21 請願第 2 号「地方財政の充実・強化を求める請願」を議題といたします。

請願第 2 号について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 1 番 桜木 誠 議員。

○1 番（桜木 誠君） ただいま会議案となっております請願第 2 号 地方財政の充実・強化を求める請願について、紹介議員といたしまして趣旨説明をさせていただきます。

現在の地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴います、医療・介護などの社会保障制度や子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化や脱炭素、

物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められております。

しかしながら、現実として地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また、多発する大規模災害への対策も迫られているところでございます。

これらに対応するための地方財政について、政府は行財政運営と改革の基本方針、いわゆる「骨太方針 2021」において、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保するとしておりますが、増大する行財政需要に十分対応し得るか、大きな不安が残されているところであります。

このため、2024 年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入と歳出を的確に見積もり、地方交付税などの一般財源の確保や森林環境譲与税譲与額の人口割配分を自治体への林業需要に見合ったものとするなど、11 項目にわたり地方財政の確立を目指すよう、政府に対して実現を求めるものでございます。

以上のことから、提案の趣旨を御理解の上、本会議案請願を採択いただき、下川町議会として、地方自治法第 99 条に基づく意見書を採択されますよう、議員各位の賛同をお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま請願趣旨の説明がありましたが、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

請願第 2 号については、会議条例第 95 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第 2 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、請願第2号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、請願第2号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第22 請願第3号「2023年度北海道最低賃金改正等に関する請願」を議題といたします。

請願第3号について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 1番 桜木 誠 議員。

○1番（桜木 誠君） ただいま会議案となっております請願第3号 2023年度北海道最低賃金改正等に関する請願について、紹介議員といたしまして趣旨説明をさせていただきます。

道内で働く人たちの暮らしは、コロナ禍で一層厳しいものとなり、特に年収200万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は46万7,000人と、給与所得者の24.3%に達しております。また、常用労働者216万人…内パート労働者64万7,000人になりますが、そのうち45万人を超える労働者が最低賃金920円の近傍に張り付いている実態でありますが、現状として最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者は、労働条件の決定にほとんど関与できない状況にあります。

このような状況の中、政府では、経済財政運営と改革の基本方針2022…いわゆる骨太方針2022において、「できる限り早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持されましたが、最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの労働者の生活は、より一層厳しいものとなり、近年の物価上昇が個人の消費行動にも影響を与え、北海道の経済の停滞を招くことにつながりかねないところでございます。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会におきまして、令和5年度の北海道最低賃金の改正に当たり、全ての労働者の時間額が、道内高卒初任給の1,054円を下回らない水準にするなど、3項目にわたり必要な措置を講ずるよう強く要望するものであります。

以上のことから、提案の趣旨を御理解の上、本会議案請願を採択いただき、下川町議会として、地方自治法第99条の規定に基づきまして意見書を採択されますよう、議員各位の賛同をお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま請願趣旨の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

請願第3号については、会議条例第95条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(我孫子洋昌君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(我孫子洋昌君) ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(我孫子洋昌君) 討論なしと認めます。

これから、請願第3号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(我孫子洋昌君) 全員起立です。

したがって、請願第3号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長(我孫子洋昌君) 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会とします。

なお、6月定例会議の再開は、明日6月20日、午前10時ですので、御出席をお願いいたします。以上です。

午前11時47分 散会